

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和8年9月

広島市人事委員会



広人委調第26号
令和8年9月29日

広島市議会議長 八 條 範 彦 様

広 島 市 長 松 井 一 實 様

広島市人事委員会

委員長 飯 岡 久 美

職員の給与等に関する報告及び勧告

広島市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、あわせて職員の給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

目 次

報告及び勧告

別紙第1 報 告	1
1 本市職員の給与の状況	1
2 民間給与の状況	2
3 本市職員の給与と民間給与との比較	5
4 国家公務員の給与と本市職員の給与との比較	6
5 物価・生計費	6
6 人事院の給与等報告及び勧告の概要	6
7 むすび	9
別紙第2 勧 告	19

参考資料

1 職員給与関係資料	23
2 民間給与関係資料	61
3 物価・生計費関係資料	77

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、昨年 9 月 26 日に職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その後引き続き、本市職員の給与等の実態及び本市内民間事業所の従業員の給与等職員の給与を決定する諸条件について調査研究を行ってきた。その結果の概要を次のとおり報告する。

1 本市職員の給与の状況

本委員会は、本市職員（技能業務職員、企業職員を除く。以下同じ。）の給与等の実態を把握するため、本年 4 月 1 日を調査基準日として「令和 8 年広島市職員給与等実態調査」を実施した。

〔参考資料第 1 表～第 9 表（24 頁～60 頁）〕

本市職員は、従事する職務の種類に応じ、行政職、消防職、教育職及び医療職の 4 種類 9 給料表の適用を受けており、このうち、行政職給料表の適用を受ける職員の平均給与月額等は、次表のとおりである。

項 目	内 容	項 目	内 容
人 員	5,635 人	平 均 経 験 年 数	17.3 年
平 均 給 与 月 額	390,905 円	性別構成比	男性 52.7 %
給 料	338,749 円		女性 47.3 %
扶 養 手 当	7,528 円	学歴別構成比	大 学 卒 76.7 %
地 域 手 当	28,502 円		短 大 卒 10.0 %
その他の手当	16,125 円		高 校 卒 13.3 %
平 均 年 齢	39.4 歳		中 学 卒 0.1 %

- (注) 1 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第 8 項により給料月額が決定される職員を除いた数値である。
- 2 平均給与月額及びその内訳は、支給総額を適用職員数で除したものについて、それぞれ小数点以下第 1 位を四捨五入しているため、内訳の合計が平均給与月額と一致しない場合がある。
- 3 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100 とならない場合がある。

2 民間給与の状況

本委員会は、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上である本市内の578の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した157の事業所について、人事院、広島県人事委員会等と共同して「令和8年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、常勤の従業員のうち、本市の行政職給料表適用職員と類似すると認められる事務・技術関係22職種6,771人及び医療関係、教育関係等54職種184人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査した。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査した。

本年の職種別民間給与実態調査の調査結果は、次のとおりである。

〔参考資料第10表～第17表（63頁～75頁）〕

（1）初任給

民間における本年度の初任給及びその改定状況は、参考資料第11表（64頁）及び第12表（65頁）のとおりである。

（2）給与月額

民間における本年4月の事務・技術関係職種等の平均給与月額は、参考資料第13表（66頁～73頁）のとおりである。

（3）住宅手当

民間における住宅手当の支給状況は、参考資料第14表（74頁）のとおりである。

（4）国内異動に係る手当等

民間における国内異動に係る手当等の支給状況は、参考資料第15表（74頁）のとおりである。

(5) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給状況を調査した結果は、第1表に示すとおりである。

第1表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	428,141 円
	上半期 (A2)	434,316 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	985,221 円
	上半期 (B2)	1,046,154 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.30 月分
	上半期 (B2/A2)	2.41 月分
年間の合計		4.71 月分

(注) 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 本市の場合、現行の年間支給割合は4.65月分である。

(6) 給与改定の状況等

民間における本年の給与改定の状況及び定期昇給の実施状況は、第2表及び第3表に示すとおりである。

第2表 民間における給与改定の状況

項目 役職 段階	ベース アップ	ベース 改定中止	ベース ダウン	ベース改定 の慣行なし
	%	%	%	%
係員	73.1	1.2	—	25.7
課長級	66.7	2.0	—	31.3

(注) 1 回答があった事業所を対象として集計したものである(第3表において同じ。)

2 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした割合である。

第3表 民間における定期昇給の実施状況

役職 段階	項目	定期昇給制度あり					定期 昇給 制度 なし
		定期昇給実施				定期 昇給 中止	
		定期昇給額・率は 昨年に比べて					
		増加	減少	変化 なし			
係 員	% 97.1	% 95.7	% 30.3	% 9.1	% 56.4	% 1.3	% 2.9
課長級	85.7	83.6	26.0	7.8	49.8	2.2	14.3

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした割合である。

2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

3 本市職員の給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、本市職員においては本年度の新規学卒の採用者、保育士及び給与条例附則第8項により給料月額が決定される者を除く行政職給料表適用職員、民間においてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員のうち本年度の新規学卒の採用者を除くものについて、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較した。

その結果は、第4表に示すとおりであり、本年は、本市職員の給与が民間給与を1人当たり平均12,971円（3.26%）下回っていた。

第4表 本市職員の給与と民間給与との較差

民間給与 ①	本市職員の給与 ②	較差 ①－② $\left(\frac{\text{①} - \text{②}}{\text{②}} \times 100 \right)$
411,353 円	398,382 円	12,971 円（3.26%）

（注）1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。

2 本市職員は、行政職給料表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者、保育士及び給与条例附則第8項により給料月額が決定される者を除く。

(2) 特別給

職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、前記2の（5）第1表（3頁）に示すとおり、年間で所定内給与月額の4.71月分に相当しており、本市職員の期末・勤勉手当の年間の平均支給割合（4.65月分）が民間における特別給の年間支給割合を0.06月分下回っていた。

4 国家公務員の給与と本市職員の給与との比較

総務省の「令和7年地方公務員給与実態調査」によると、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額とこれに相当する本市の一般行政職の給料月額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較すると、国家公務員の指数を100とした場合の本市職員の指数は100.5である。

5 物価・生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、広島市では1.3%上昇しており、全国でも1.4%上昇している。

また、同局の家計調査における本年4月の広島市の2人以上の世帯の消費支出は、1世帯当たり330,528円となっている。

〔参考資料第18表（77頁）〕

6 人事院の給与等報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月7日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等に基づき、公務員人事管理について報告し、一般職の職員の給与について報告及び勧告した。

なお、人事院勧告・報告の概要については7頁及び8頁のとおりである。

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格〔令和9年夏に具体的な内容を報告〕
 - ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
 - ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
 - ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入〔対象〕
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- ✓ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- ✓ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- ✓ 転居に関する手当の新設【令和9年4月実施】
転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円〔単身赴任者は約49万円〕
※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- ✓ 広域異動手当の支給割合の引上げ【令和8年4月実施】
広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- ✓ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し【令和9年4月実施】
高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

● 職員の勤務時間及び休暇の改定（勧告）【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正（意見の申出）【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法（令和8年7月成立）の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

7 むすび

(1) 給与の改定

本市職員の給与の決定に係る基本的な諸条件は、以上報告したとおりである。

給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員の給与水準と民間の給与水準とを均衡させること（民間準拠）を基本にして、公務員給与について社会一般の情勢に適応した適正な水準を確保する機能を有している。

本年においては、前記3の（1）のとおり、本市職員の給与が民間給与を12,971円（3.26%）下回っていることから、本委員会では、この較差を解消するため、民間事業所の状況等を勘案し、本市職員の実態に応じて、給料表又は諸手当を改定することにより、本市職員の月例給を引き上げることが適当であると判断した。

このため、給与改定に当たっては、民間における初任給の動向や、人事院勧告における俸給月額の前改定傾向を踏まえ、行政職給料表適用職員の給与について、前述の民間給与との較差を解消する措置を講ずるとともに、他の給料表適用職員の給与についても、行政職給料表適用職員との均衡を図る措置を講ずる必要がある。

また、前記3の（2）のとおり、本市職員の期末・勤勉手当の年間の平均支給割合が民間における特別給の年間支給割合を0.06月分下回っており、本委員会では、0.05月単位で改定の勧告を行ってきていることから、民間における特別給の支給状況に見合うよう、本市職員の期末・勤勉手当の年間支給割合を0.05月分引き上げることが適当であると判断した。

このほか、会計年度任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員等の非常勤職員の給与について、今後、国の指針を踏まえて適切に制度整備を行うとともに、国に準じた改定に加え、本市の実情を踏まえた更なる改善に向けて検討を進める必要がある。

(2) 人事管理に関する課題

近年、我が国では、人口減少の本格化と少子高齢化の加速により、地域社会の担い手不足や地域経済の縮小という課題に直面している。加えて、激甚化・頻発化する自然災害への対応、デジタル技術の急速な進展、価値観やライフスタイルの多様化など、社会経済情勢は大きく変化している。

また、本市においては、「自分たちのまちは自分たちで創り、守る」という理念の下、持続可能な行政サービスを提供するため、「200万人広島都市圏構想」の実現を中核に据え、行政自ら課題の把握・整理・アプローチを行う「能動型」のサービス提供への転換を図っているところである。

こうした中、公務現場では、限られた人材・財源の中で複雑化・多様化する住民ニーズに的確に対応するとともに、地域の活力を維持・向上させ、将来にわたり持続可能なまちづくりを推進していくことが求められている。

このような状況下において、その担い手となる多様で有為な人材の確保が不可欠となっているが、本市の職員採用試験の受験者数は逡減傾向にあり、とりわけ土木、建築等の技術職においては、人材確保が厳しさを増している。

また、若年層を中心とした離職者の増加に加え、休職者も一定数生じており、安定的かつ効率的な行政運営を支える組織体制の維持・強化が課題となっている。

市民生活を支える行政サービスは、職員一人一人の能力と意欲によって成り立っている。今後も質の高い行政サービスを継続的に提供し、本市が直面する様々な行政課題に的確に対応していくためには、多様で有為な人材の確保・育成はもとより、職員が能力を最大限に発揮し、やりがいや自己成長を実感しながら職務を遂行できる職場環境を整えることが極めて重要である。

以上の状況を踏まえ、本市の人事行政の諸課題について、以下のとおり言及する。

ア 人材の確保・育成

(ア) 人材の確保

社会経済情勢の変化に伴い、行政サービスに対する住民ニーズがますます複雑化・多様化する中、限られた人材・財源の下で、将来にわたり質の高い行政サービスを提供していくためには、多様で有為な人材の確保に努め、個々の能力を十分に発揮できる組織づくりを進めていくことが不可欠である。

人材獲得競争が厳しさを増す中、本市では、より多くの受験者を確保するため、採用試験の見直しや各種媒体を活用した採用情報の発信等に取り組んでいる。今年度においては、職務経験者を対象と

した採用試験に春実施枠を新設するとともに、再び本市職員として勤務することを希望する元職員を即戦力として再採用する制度を導入するなど、取組の強化を図っているところである。今後もこうした取組を一層推進するとともに、人材の流動化が進む中、専門人材をはじめとする多様な人材を確保するため、職務経験者採用に当たっては、職務経験を通じて培われた能力や知識等を適切に評価へ反映する仕組みについても、調査・研究を進めるべきと考える。

近年では、若年層職員の離職が課題となっており、離職理由として転職機会の増加に加え、組織風土への不満や仕事と家庭との両立に対する不安等が見受けられる。こうした状況を受けて、任命権者においては、職員が自身のキャリアやライフプランを描きながら安心して働き続けられるよう、若手職員向けのキャリアデザインミーティング等に新たに取り組んでいるところであるが、今後も、退職者へのアンケートなどを通じて、若年層職員が本市の組織をどのように感じているのか調査・分析を進めるとともに、職員のエンゲージメント向上を目指して、より一層、取組を強化することが求められる。

また、土木・建築等の技術職については、特に人材確保が困難な状況が続いており、本市の行政サービスの維持にも影響を及ぼすことが懸念されるため、民間企業や他の地方公共団体の状況に留意した勤務条件の改善や採用制度の見直しについて検討を進めることが急務である。

（イ）人材の育成

人材の確保が容易でない中、複雑化・多様化する行政課題に対応するためには、職員一人一人の能力を最大限に引き出しながら、自律的に諸課題を解決し、「能動型」のサービスを提供していくことができる職員を育成することが求められる。

人材の育成に係る取組は、若年層から高齢層まで、組織の中で求められる役割や能力の変化等に応じて進めていく必要がある。その際には、組織主導の人材育成策のみならず、職員一人一人の挑戦や成長を促進する環境を整えることが重要である。

こうした中、本市では、庁内複業制度の実施により、本務所属以外の部署で自らのスキルや経験を業務に活用することや、必要な知識や技能を習得できる環境を整備することなどにより、職員の主体

的なキャリア形成を支援していくこととしている。

また、職員一人一人が能力を十分に発揮し、やりがいや自己成長を実感しながら生き生きと働き続けられるためには、若手職員向けのキャリアデザインミーティング等、職員の主体的なキャリア形成を支援する取組の充実に加え、人事評価制度の適切な運用や適材適所の人事配置、職務・職責をより重視した給与体系の構築など、各職員が仕事へのモチベーションや能力開発への意欲を高めることができる環境づくりが求められる。

(ウ) 多様な人材の活躍推進

社会情勢が変化する中で、複雑化・多様化する住民ニーズに対応し、質の高い行政サービスを安定的に提供するためには、職場における多様な視点や発想が不可欠であり、世代、性別、障害の有無などにかかわらず、それぞれが能力を最大限発揮できる職場づくりを推進することが重要である。任命権者においては、これまでも研修等を通じて職員の意識醸成を行ってきたところであるが、職員が互いに人格や個性を理解し、尊重し合う職場づくりに向け、より一層の取組を進めることが求められる。

また、本市では、「広島市職員の女性活躍・子育て支援推進プラン」に基づき、全ての職員が働きがいを持ち、生き生きと活躍できる職場環境づくりに取り組んでおり、同プランでは、管理職職員に占める女性職員の割合を令和13年4月1日時点で25%以上にすることを目標の1つとして掲げ、取組を進めている。令和8年4月1日時点における割合は20.8%となっているが、令和6年度に実施した職員アンケートでは、女性職員の65.9%が「管理職になりたいと思わない」と回答している。管理職に占める女性職員の割合を高めていくためには、職員が日頃感じている課題や要望などを定性的に把握しながら、ロールモデルとなる女性職員との交流などの昇任意欲を高める取組に加え、仕事と家庭の両立支援を引き続き積極的に進め、将来のキャリアを描きながら能力を十分に発揮できる組織風土を醸成していくことが求められる。

さらに、会計年度任用職員を対象とした常勤職員採用試験の試験区分を設ける等の取組を進めることは、会計年度任用職員の職務に対するモチベーションを向上させ、人材の確保を通じて行政サービスの質を安定化させることにつながるものであるため、制度導入に

向けて検討を進められたい。

イ 勤務環境の整備等

(ア) 長時間勤務の是正

本市では、従前から全庁的に時間外勤務の削減に取り組んでいるところであるが、令和7年度においては、職員1人当たりの月平均時間外勤務時間数は前年度と比べ同程度であったものの、時間外勤務の上限を超えた部署数及び職員数は、いずれも増加している。

長時間労働は過労死等の最も重大な要因となることから、職員の心身の健康保持やワーク・ライフ・バランス推進の観点はもとより、今後の行政運営を担う多様で有為な人材の確保、質の高い行政サービスの継続的な提供の観点からも、その是正に向けて不断の取組を行っていく必要がある。

任命権者においては、生成AIの活用やDXの推進による業務の効率化やプロセスの見直しなどにより、組織を挙げて業務の削減・合理化に積極的に取り組むとともに、特定の職員に負担が集中しないよう、業務量に応じた適正な人員配置等を行うことにより、更なる長時間勤務の是正に取り組まれない。

なお、職員の勤務時間については、庶務事務システムの更新を機に、客観的な記録により管理することが可能となったところであり、所属長においては、引き続き職員の勤務時間を適正に管理するとともに、時間外勤務の上限規制を意識するあまり、賃金未払い残業等を発生させることのないよう十分留意する必要がある。

また、学校現場においては、「第2期広島市の学校における働き方改革推進プラン」に基づき、スクールサポートスタッフの活用や部活動の負担軽減などの取組を進めているところである。こうした取組により教職員1人当たりの月平均の時間外在校等時間数は、年々改善傾向にあるものの、依然として長時間勤務が続いている状況にある。

広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の志願者状況は年々減少しているが、こうした恒常的な長時間勤務など過酷な職場環境も教員不足を加速させる要因の一つと考えられる。学校における長時間勤務の解消は、教職員の心身の健康保持に加え、高い意欲と能力を持ち教員を志す有為な人材の確保にもつながるものである。

このような中、本委員会では昨年度から小・中学校への調査を開

始し、教員の時間外在校等時間や休憩時間等の状況についてヒアリングを行ったところである。今後も任命権者と連携しながら、学校現場の実態把握に努め、必要に応じて助言・指導を行うこととしている。

任命権者においては、引き続き必要な人員の確保に努めるとともに、プランに掲げる目標達成に向けて、継続的な検証を行いつつ、学校現場の実態を踏まえながら各取組項目を粘り強く進めていくことが重要である。

(イ) 多様で柔軟な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進

生産年齢人口の減少や人材の流動化が進行し、個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、職員が心身ともに健康な状態で、個々の状況に応じて能力を最大限に発揮できる勤務環境を整えることは、多様で有為な人材確保・定着の観点からも極めて重要である。

本市においては、これまでも育児・介護等に伴う休暇制度の拡充や、テレワーク・時差出勤の利用要件の緩和などにより、柔軟な働き方を可能とする環境の整備を図っているところである。

こうした中、男性職員の育児休業の取得率は年々向上しており、令和7年度における、1週間以上の育児休業取得率は、市長事務局等において96.2%と目標（85.0%）を上回っているが、令和12年度までに2週間以上の取得率を85%とする目標が達成できるよう、引き続き、男性職員が子育てをしやすい環境の整備に取り組む必要がある。

また、職員が長期の休暇等を取得した場合においても円滑に公務が遂行できるよう、臨時的任用職員や育休任期付職員の活用を進めるなど特定の職員に業務負担が集中しないようにすることが重要である。あわせて、不在となった職員の業務を担った職員に対する処遇面での配慮についても、調査・研究を進める必要があると考える。

任命権者においては、全ての職員がライフステージや職場における業務の性質等に応じた柔軟な働き方を選択でき、働きやすい職場であり続けられるよう、引き続き努められたい。

(ウ) 心身の健康の保持

近年、本市における長期病休者数は増加傾向にあり、特に精神疾患を抱える職員の割合が高くなっている。任命権者においては、職

員一人一人が心の健康を保ち、いきいきと活躍できる職場を目指し、メンタルヘルス不調の未然予防、早期発見、円滑な職場復帰と再発防止の3つの柱を基本として、セルフケアや管理監督者によるラインケアなどに取り組んでいるところであり、こうした取組により、令和7年度のストレスチェック集団分析結果において職員の健康リスクが高い状態とされている高ストレス職場数は、前年度から減少している。

一方で、住民ニーズの複雑化・多様化による業務量の増加など職員を取り巻く職場環境は厳しさを増しており、こうした状況を背景に若年層を中心に精神疾患による長期病休者や離職者が増加している。

職員が心身の不調に至る要因は、業務上の負担や職場環境など多岐にわたるが、職員がその能力を十分に発揮しながら活躍できるよう、長時間労働の是正や働きやすい職場環境の整備を図るとともに、職場と産業保健スタッフ等が緊密に連携し、メンタルヘルス不調の未然防止から早期対応、円滑な職場復帰及び再発防止まで切れ目のない支援を行うなど、職員一人一人が心身共に健康であり続けられる取組を一層進められたい。

(エ) ハラスメントの防止

全てのハラスメントは、職員の人格と尊厳を傷つけ、心身に悪影響を及ぼすとともに、人間関係の悪化や職場全体の士気の低下を招き、結果として円滑な公務運営にも深刻な影響を与える原因となる。

ハラスメントは、誰もが加害者にも被害者にもなり得るものであることから、どのような言動がハラスメントに該当するのかを全職員が具体的に理解し、組織としてハラスメントを未然に防止できるよう、任命権者は、研修等を通じて職員の意識向上に一層取り組む必要がある。加えて、各所属においては、日頃から積極的なコミュニケーションを通じて相互理解を深め、心理的安全性を高めることでハラスメントの起きにくい職場づくりに努めることも重要である。

また、ハラスメント事案に迅速かつ適切に対応するため、任命権者においては各種相談窓口を設置し、相談員に対して定期的に研修を行うなど相談体制の強化を図っている。人事委員会においても苦情相談制度に係るリーフレットを配布するなど制度周知を図っているところであり、相談窓口の認知度も上がってきているが、引き続

き、積極的・効果的な情報発信を行うことなどにより、職員が相談しやすい環境の整備に努める必要がある。

さらに、令和7年6月の労働施策総合推進法等の改正において、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止措置が義務化された。本市の求職活動等に関する方針を職員等に対して周知し、理解を深めることにより、本市職員が求職者等に対してセクシュアルハラスメントを行うことがないよう、徹底する必要がある。

加えて、同法の改正により、令和8年10月から事業主に対し、カスタマーハラスメント対策が義務化される。本市では、法施行に先立ち、令和7年3月に「広島市カスタマーハラスメント対策基本方針」及び「広島市カスタマーハラスメント対応マニュアル」を策定するとともに、職員向け相談窓口を設置するなど、各種対策を講じているところである。今後も、マニュアル等を活用した研修を行うことなどにより、カスタマーハラスメント対策に継続して取り組み、組織として毅然として対応を行うことで、職員の人格や尊厳が侵害されることのない良好な勤務環境の確保に努める必要がある。

ウ コンプライアンスの推進

市政に対する市民からの信頼は、円滑な市政運営の基盤であり、その信頼に応えることが公務員の使命である。職員が不祥事を起こせば、市民の信頼を損ない、市政運営に支障を来すばかりでなく、他の職員のやりがいや意欲をそぐなど多大な影響を及ぼすことにもなる。一度失った信頼を回復するには、多くの時間と労力を要し、その損失は測りきれないものであることを職員一人一人が十分自覚し、常に高い規範意識と倫理観を持って行動しなければならない。

任命権者においては、職員が公務員としての自覚を持ち、法令遵守を徹底するよう研修等を通じてコンプライアンスの推進に取り組んでいるところではあるが、今後もあらゆる機会を通じて、厳正な服務規律の徹底に取り組み、不祥事の根絶に全力を尽くしていかなければならない。

また、各職員は、公務外においても、自身の言動が市政への信頼を損なうおそれがあることをしっかりと認識し、公務員としての自覚と高いコンプライアンス意識を持って行動しなければならない。

職員の服務規律の徹底については重ねて言及してきたところであるが、学校現場では、令和7年度においても、教員による児童生徒に対

する性暴力が相次いで発生する極めて憂慮すべき状況が続いている。教育委員会においては、研修内容の見直しや盗撮カメラを探知できる機器の導入などの取組を進めている中ではあるが、今後も、教員による性暴力の防止に向けた取組を粘り強く実施していく必要がある。

令和8年12月にはこども性暴力防止法が施行され、性犯罪前科の有無を確認する仕組みが導入されるとともに、性暴力の防止に向けた体制整備や日常的な予防対策の実施が求められる。学校現場等においては、法施行の趣旨を踏まえ、性暴力を断じて許さないという強い意識の下、さらなる対応が求められる。

別紙第 2

勧 告

本委員会は、別紙第 1 に述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとるよう勧告する。

- 1 本市職員の給与と民間給与との較差（3.26％）を解消するため、給料表又は諸手当について、別紙第 1 の 7 の（1）で述べた内容を踏まえて改定すること。
- 2 期末・勤勉手当の年間支給割合を0.05月分引き上げること。
- 3 この改定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、2 については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

参 考 資 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和8年広島市職員給与等実態調査の概要	23
第1表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	24
第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	25
第3表 職員の給料表別平均給与月額	26
第4表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員	28
第5表 職員の給料表別、職務の級別、年齢別人員	47
第6表 職員の扶養親族数別人員	58
第7表 職員の管理職手当の支給状況	59
第8表 職員の住居手当の支給状況	60
第9表 職員の通勤手当の支給状況	60

2 民間給与関係資料

令和8年職種別民間給与実態調査の概要	61
第10表 産業別、企業規模別調査事業所数	63
第11表 民間における初任給の改定状況	64
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	65
第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	66
その1 給与比較の対象職種	66
1 企業規模計	66
2 企業規模500人以上	68
3 企業規模100人以上500人未満	70
その2 給与比較の対象外職種	72
第14表 民間における住宅手当の支給状況	74
第15表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況	74
その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況	74
その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況	74
第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	74
第17表 対応級表	75

3 物価・生計費関係資料

第18表 物価・生計費	77
-------------	----

1 職員給与関係資料

令和 8 年広島市職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的及び調査基準日

この調査は、本市に勤務する職員の給与等の実態を把握するため、令和 8 年 4 月 1 日を調査基準日（以下「調査日」という。）として、職員の給与等について調査したものである。

2 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員を対象とした（技能業務職員及び企業職員については、参考として掲載した。）。ただし、次に掲げる職員は、調査から除外した。

- （１）任期を定めて任用された職員
- （２）調査日現在休職中の職員
- （３）調査日現在停職中の職員
- （４）調査日現在育児休業中の職員
- （５）調査日現在育児短時間勤務中の職員
- （６）調査日現在自己啓発等休業中の職員
- （７）調査日現在配偶者同行休業中の職員
- （８）調査日現在大学院修学休業中の職員
- （９）調査日現在在籍専従の許可を受けている職員
- （１０）調査日現在派遣されている職員
- （１１）調査日付けで退職した職員

3 調査方法及び集計

各任命権者から提供を受けた調査対象職員に関するデータを基に、集計した。

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区 分 給 料 表	職 員 数	平 均 年 齢	平均経験年数
	人	歳	年
行 政 職 給 料 表	5,635	39.4	17.3
消 防 職 給 料 表	1,316	36.7	15.9
教 育 職 給 料 表 (2)	358	40.0	14.4
教 育 職 給 料 表 (3)	29	44.4	20.5
教 育 職 給 料 表 (4)	174	36.4	13.4
教 育 職 給 料 表 (5)	4,078	39.6	16.9
医 療 職 給 料 表 (1)	18	53.6	25.5
医 療 職 給 料 表 (2)	87	42.2	18.3
医 療 職 給 料 表 (3)	196	34.4	11.6
全 給 料 表	11,891	39.1	16.8

(注) 定年が段階的に引き上げられることに伴い、給与条例附則第8項により給料月額が決定される職員を除いた数値である(以下第9表までにおいて同じ。)

(参 考)

区 分 給 料 表	職 員 数	平 均 年 齢	平均経験年数
	人	歳	年
技 能 業 務 職 給 料 表	467	48.6	25.6
企 業 職 給 料 表 (水 道)	527	42.5	20.6
全 給 料 表 (技 能 業 務 職 給 料 表 等 を 含 め た 場 合)	12,885	39.6	17.3

第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区 分 給 料 表	計	学 歴 別 人 員 構 成 比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
行 政 職 給 料 表	100.0	76.7	10.0	13.3	0.1	52.7	47.3
消 防 職 給 料 表	100.0	47.6	1.7	50.6	0.1	95.7	4.3
教 育 職 給 料 表（ 2 ）	100.0	97.5	0.6	2.0	—	58.7	41.3
教 育 職 給 料 表（ 3 ）	100.0	37.9	62.1	—	—	3.4	96.6
教 育 職 給 料 表（ 4 ）	100.0	97.7	2.3	—	—	39.1	60.9
教 育 職 給 料 表（ 5 ）	100.0	97.3	2.7	—	0.0	40.2	59.8
医 療 職 給 料 表（ 1 ）	100.0	100.0	—	—	—	50.0	50.0
医 療 職 給 料 表（ 2 ）	100.0	93.1	6.9	—	—	39.1	60.9
医 療 職 給 料 表（ 3 ）	100.0	90.8	9.2	—	—	1.5	98.5
全 給 料 表	100.0	81.8	6.2	11.9	0.1	52.1	47.9

（注） 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある（下表において同じ。）。

（参 考）

区 分 給 料 表	計	学 歴 別 人 員 構 成 比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
技 能 業 務 職 給 料 表	100.0	32.8	9.4	56.3	1.5	77.1	22.9
企 業 職 給 料 表（水道）	100.0	68.5	7.8	23.5	0.2	83.5	16.5
全 給 料 表 （技能業務職給料表 等を含めた場合）	100.0	79.4	6.4	14.0	0.1	54.3	45.7

第3表 職員の給料表別平均給与月額

区 分		計	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	そ の 他 手 当
給料表 職務の級						
全 級 計		円 390,905	円 338,749	円 7,528	円 28,502	円 16,125
行 政 職 給 料 表	1 級	259,337	234,331	225	18,764	6,017
	2 級	290,066	254,713	1,634	20,675	13,043
	3 級	349,724	307,354	6,489	25,284	10,596
	4 級	432,187	383,063	11,631	31,818	5,675
	5 級	487,302	427,337	12,937	35,834	11,193
	6 級	586,126	455,845	11,949	43,386	74,946
	7 級	642,298	485,783	9,650	48,028	98,837
	8 級	723,414	526,414	9,121	53,507	134,371
消 防 職 給 料 表		376,032	321,567	16,109	27,363	10,994
教 育 職 給 料 表 (2)		447,815	395,054	9,463	32,565	10,732
教 育 職 給 料 表 (3)		415,428	363,318	3,241	30,159	18,710
教 育 職 給 料 表 (4)		417,198	367,949	6,625	30,065	12,557
教 育 職 給 料 表 (5)		436,483	384,458	8,587	31,815	11,622
医 療 職 給 料 表 (1)		971,144	543,650	11,294	101,283	314,917
医 療 職 給 料 表 (2)		413,762	364,970	7,420	30,126	11,246
医 療 職 給 料 表 (3)		343,036	302,241	1,868	24,329	14,599
全 給 料 表		407,342	354,606	8,787	29,715	14,233

- (注) 1 その他手当は、初任給調整手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）及びへき地手当である。
2 教育職給料表(2)から教育職給料表(5)までの給料には、教職調整額を含む。
3 支給総額を適用職員数で除したものについて、それぞれ小数点以下第1位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある（次表において同じ。）。

(参 考)

区 分 給 料 表	計	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	そ の 他 手 当
	円	円	円	円	円
技 能 業 務 職 給 料 表	408,738	362,258	11,845	29,928	4,707
企 業 職 給 料 表 (水 道)	414,095	360,259	9,982	30,260	13,594
全 給 料 表 (技 能 業 務 職 給 料 表 等 を 含 め た 場 合)	407,668	355,115	8,947	29,745	13,862

第4表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員

(1) 行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員）

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5						1		
6		6						
7								
8		4						
9			2			1		
10		19	23					
11			3					
12		11	73	2				
13	6		3					
14		15	17	9	1			
15	1	2	3				1	
16	1	6	84	7	4			
17	11	1	5	1	1			
18		148	36	27	3			1
19	5		6	2	2			1
20	1	9	59	13	8			2
21	8	5	8	2	1			5
22		141	42	17	8			7
23	2	3	7	6	4	1		4
24	1	14	58	14	12			1
25	7	6	10	10	4			2
26	1	106	61	20	11	1		1
27	2	4	20	8	4	1		2
28	1	57	67	29	6			
29	4	17	12	2	2	1		
30		101	74	27	10	1		1
31	1	5	15	8	5	3	6	
32	1	87	55	35	10	1	8	
33	119	13	15	7	7	7	5	
34		53	54	43	17	11	9	
35	1	8	14	7	6	5	16	
36	2	75	48	55	3	2	13	
37	6	9	18	11	11	10	5	
38	5	31	51	26	5	3	10	
39		9	14	16	9	6	5	
40	1	18	32	30	5	5	4	
41	8	8	14	10	7	9	8	
42		25	43	16	4	9	2	
43	1	14	13	15	6	8	3	
44	1	22	36	31	6	12	3	
45	6	12	17	13	5	26		
46		14	35	20	7	21	1	
47		4	15	15	11	18	2	
48	3	15	32	27	5	15		
49	6	7	12	16	10	21	1	
50	1	9	22	19	11	31	3	
51		6	12	10	11	30	1	
52	1	16	33	10	8	15	1	
53	7	5	11	16	13	11		
54	3	9	16	5	12	15	1	
55	3	5	7	13	7	6	1	
56	1	3	16	8	9	6		
57		6	8	11	18	2		1
58	1	6	23	8	7	6		
59		7	9	11	12	2		
60		4	22	8	11	5		
61	1	5	10	10	10	1		
62		11	14	19	11	3		
63		2	8	10	10	1		
64		2	13	10	16	2		
65	1	9	9	16	10	4		
66	1	8	8	15	21	1		
67		5	10	6	16			
68		12	8	7	23			
69		6	7	14	17			
70		3	3	14	19			

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8
		人	人	人	人	人	人	人	人
71			3	10	10	23			
72			4	10	9	24			
73	2		8	5	12	29			
74			6	4	9	26			
75	1		5	3	14	24			
76			2	1	10	18			
77	1		1	7	10	23			
78			3	1	5	22			
79			1	3	11	11			
80				1	7	9			
81			2	3	11	13			
82				3	7	11			
83				2	10	11			
84	1		1	2	8	7			
85				2	8	3			
86				1	12	2			
87	1			1	12	1			
88	2		2	1	14	1			
89	1		1		13	4			
90	1			1	9				
91	2			3	17	1			
92	2			3	23				
93	1		1	1	12				
94	1			2	17				
95				1	16				
96				1	13				
97	4		1	1	16				
98				1	15				
99			1		11				
100			1		14				
101				1	15	2			
102					20				
103				2	7				
104					12				
105					10				
106				3	5				
107				3	1				
108			1	1	3				
109			1	3	3				
110				1	1				
111				2	2				
112				1	1				
113			1	1					
114				3					
115				2	1				
116				2					
117				2					
118			1	6					
119				1					
120									
121			1	2					
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
計		252	1,291	1,585	1,273	757	340	109	28
構成比(%)		4.5	22.9	28.1	22.6	13.4	6.0	1.9	0.5

適用職員数	5,635人
-------	--------

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員 0 の号給は空欄とした（以下第 4 表の各表において同じ。）。

2 構成比は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100 とならない場合がある（以下第 4 表の各表において同じ。）。

(2) 消防職給料表（消防吏員）

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4								
5	16							
6								
7								
8								
9	44							
10								
11								
12								
13	28							
14		1						
15	1							
16								
17	30							
18		8						
19	1							
20		3						
21	33	9						
22								
23	4	7						
24		1						
25	26							1
26		4						
27	8							
28		17						
29	15							1
30		10						
31	8		1					
32		27						
33	10		4					1
34		8		1			1	
35	8		2	3				1
36	1	25						1
37	6		7	2				2
38		6		1			1	
39	9		4					
40	1	28	1		1		3	
41	3		5	1	2		1	
42		12			1		2	
43	8		4	3	1		4	
44		34		1	1		1	
45	2		9	2	3		2	1
46		10			1			3
47	8		7	4			2	
48		12		1	1		1	
49			2	2	1		1	
50		22	1	1				
51			17	4			1	
52		8	1		1			
53		1	12	5	2			1
54		5			1			
55		1	19	3	1			
56		13	1	1	2	1		
57			11	6	1	2		
58		12	1	2	1			
59			14	5	1	1	1	
60		12		1	1			
61			12	2				
62		15			2			
63			17	3	1	1		
64		10						
65		1	16	3				
66		7		1		1		
67			5			1		
68		8	1	5	1	1		
69		1	17	2	1			
70		14	1	7	1	1		

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8
71		人	人	人	人	人	人	人	人
72			7	11	1	2	1		
73				5	4	2	1		
74			7		1	4			
75			1	3	7	4			
76			6		1	1			
77				4	5	3			
78			1	2	3	3	5		
79				1	6	2	2		
80			3	1	1	2	1		
81				3	4	1			
82			1	2	1	3	1		
83					3	2	2		
84			2	8	5	3	1		
85				1		5	2		
86			1	3	2	3	1		
87					1		2		
88				3	4	2			
89					1				
90				3	3		2		
91			1		1		1		
92				3		2			
93									
94				2	4				
95			1						
96				2	6				
97									
98				1					
99					1	1			
100					1				
101			2						
102				5	2				
103									
104				3	1				
105									
106				1	1				
107					1				
108					3				
109					2				
110				2	2				
111				1					
112					6				
113					3				
114				1	4				
115					3				
116					2				
117					1				
118				2	2				
119					3				
120				2	2				
121					3				
122				3	1				
123					2				
124				3					
125				2					
126				4					
127				2					
128				5					
129				2	1				
130				5	1				
131				2					
132				5					
133				6					
134				3	1				
135				2	1				
136				1	1				
137				2					
138				2					
139				2					
140				1					

級 給 号	1	2	3	4	5	6	7	8
141	人	人	人	人	人	人	人	人
142			3					
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149			3					
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
計	279	385	325	187	74	33	21	12
構成比(%)	21.2	29.3	24.7	14.2	5.6	2.5	1.6	0.9

適用職員数	1,316人
-------	--------

(3) 教育職給料表(2) (高等学校等の教諭等)

級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		5			
6					
7					
8					
9		2			
10		5			
11					
12					
13		1			
14		5			
15					
16					
17		1			
18		6			
19					
20		2			
21		1			
22		8			
23					
24		2			
25		4			
26	1	7			
27					
28		3			
29					
30		2			
31					
32					
33		1			
34		4			
35		1			
36		1			
37		2			
38		4			1
39		4			1
40		4			
41		3			
42		6			
43		1			
44		4			
45		1			1
46		8			
47		2			
48		4			
49		1			
50		6			1
51		1		2	
52		7			
53		1			
54		8			
55					
56		2			
57		1			
58		5			
59		2			
60		3			
61			1		
62		9			
63		2			
64		5			
65		2			
66	1	4			
67		4			
68		7			
69	2			1	
70		6	1	2	

級 号給	1	2	特2	3	4
71	人	人	人	人	人
72		1			
73		2		1	
74		3			
75		1			
76		5	1	1	
77		1			
78		4			
79		1		1	
80		1			
81		1			
82		3			
83		1		2	
84		3			
85		3			
86		2		1	
87		2			
88		1			
89		1			
90		2			
91		2			
92		2			
93		3			
94		3	1		
95		1			
96		2			
97		2			
98					
99		2			
100		3			
101		1			
102		1			
103		1			
104		1			
105		1			
106		3			
107					
108		1			
109		1			
110		2			
111		1			
112		3			
113		1			
114					
115		1			
116		2			
117		3			
118					
119		3			
120		1			
121		1			
122		5			
123		1			
124					
125					
126					
127	1				
128		1			
129					
130		1			
131					
132		3			
133					
134		1			
135		4			
136		3			
137		3			
138		3			
139					
140		2			

級 号給	1	2	特2	3	4
141	人	人	人	人	人
142		2			
143		3			
144		1			
145		3			
146		3			
147		6			
148		4			
149		2			
150		3			
151		3			
152		1			
153		3			
154		2			
155					
156		2			
157		1			
158		1			
159					
160					
161		1			
計	5	334	4	11	4
構成比(%)	1.4	93.3	1.1	3.1	1.1

適用職員数	358人
-------	------

(4) 教育職給料表(3) (幼稚園の教諭等)

号給	級	1	2	3
		人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26			1	
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38			1	
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46			1	
47			1	
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57			1	
58				
59				1
60			1	
61				
62				
63				
64				
65				
66			1	
67				
68				
69				
70				

号給	級	1	2	3
		人	人	人
71				
72				
73				
74				1
75			1	
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88			1	
89				
90			1	
91				2
92			1	
93			1	1
94				1
95				
96				1
97				
98			1	
99				
100			1	
101				
102				
103				
104				
105				1
106				1
107			1	
108				
109				
110			2	
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118			1	
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127			1	
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				

号給	級	1	2	3
		人	人	人
141			1	
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
158				
159				
160				
161				
162				
163				
164				
165				
計		0	20	9
構成比(%)		-	69.0	31.0

適用職員数 29人

(5) 教育職給料表(4) (特別支援学校の教諭等)

級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		5			
6					
7		1			
8					
9		3			
10					
11					
12					
13		3			
14					
15		1			
16					
17		8			
18					
19		1			
20		1			
21		3			
22		1			
23		2			
24					
25		5			
26		1			
27		4			
28					
29		4			
30					
31		1			
32		1			
33		3			
34		1			
35		2			
36					
37		1			
38		1			
39					
40		1			
41		5			
42					
43		2	1		
44		1			
45		7			
46		1			
47		1			
48		2			
49		7			
50		1			
51		3			
52		3			
53		4			
54					
55		7			
56		3			
57		2			
58					
59			1		
60					
61		2			
62					
63		5			
64					
65		3			
66		1			
67		3			
68		1			
69		2			
70		1		1	

級 号給	1	2	特2	3	4
71	人	人	人	人	人
72					
73		5			
74					
75		2			
76		1	1		
77		2		1	
78		1			
79		1			
80					
81		1			
82		2			
83		2			
84					
85		1			
86					
87		1			
88		1			
89					
90					
91		1			
92					
93					
94		1			
95					
96					
97		1	1		
98		1			
99					
100					
101		1			
102		1			
103					
104					
105		1			
106		1			
107					
108		1			
109					
110		3			
111		1			
112					
113		1			
114		2			
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123		1			
124		1			
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131		1			
132					
133					
134					
135		1			
136					
137		1			
138		2			
139		1			
140		1			

級 給 号	1	2	特2	3	4
141	人	人	人	人	人
142		1			
143					
144					
145		1			
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	0	168	4	2	0
構成比(%)	-	96.6	2.3	1.1	-

適用職員数	174人
-------	------

(6) 教育職給料表(5) (小・中学校の教諭等)

級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		106			
18					
19		5			
20					
21		81			
22		1			1
23		4			3
24		5			5
25		73			13
26					10
27		15			12
28		6			9
29		87			10
30		2			7
31		13			4
32		3			12
33		87			6
34		1			6
35		30	1		9
36		4			7
37		98			44
38		3			
39		46			
40		4			
41		70		1	
42		9		1	
43		37	1	1	
44		11			
45		72		3	
46		10	1		
47		39		1	
48		10		1	
49		61			
50		10		1	
51		59	1	2	
52		6			
53		64			
54		7		4	
55		51	2	5	
56		15		4	
57		57	1	3	
58		11	1		
59		59	1	2	
60		9	1	2	
61		58	1		
62		8		1	
63		39		3	
64		10		4	
65		51		5	
66		16		4	
67		63		3	
68		14	1	5	
69		65	2	1	
70		14	1	3	

級 号給	1	2	特2	3	4
71	人	人	人	人	人
72		42		6	
73		20		4	
74		55		9	
75		19		1	
76		47		7	
77		15		6	
78		47		5	
79		18		10	
80		43		8	
81		16	1	5	
82		55		6	
83		16		2	
84		51	1	9	
85		12		5	
86		47		4	
87		14		7	
88		44		6	
89		17	1	4	
90		46	1	6	
91		18	2	7	
92		40		4	
93		21		4	
94		38	1	23	
95		18			
96		45	1		
97		12			
98		40			
99		23			
100		26			
101		21			
102		33	1		
103		12			
104		26			
105		18			
106		20			
107		17			
108		30			
109		26			
110		29			
111		28	1		
112		18			
113		24			
114		22	1		
115		16			
116		23	1		
117		8			
118		21	2		
119		24			
120		16			
121		17			
122		11			
123		12			
124		18			
125		12			
126		17			
127		12			
128		14			
129		9			
130		14			
131		10			
132		13			
133		9			
134		17			
135		7			
136		13			
137		14			
138		21			
139		11			
140		22			

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
141		11			
142		19			
143		8			
144		18			
145		5			
146		13			
147		10			
148		19			
149		17			
150		26			
151		32			
152		44			
153		33			
154		29			
155		21			
156		24			
157		48			
計	0	3,683	29	208	158
構成比(%)	-	90.3	0.7	5.1	3.9

適用職員数	4,078人
-------	--------

(7) 医療職給料表(1) (医師、歯科医師)

級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35			1	
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51		1		
52				
53		1		
54			1	
55			1	
56			1	
57				
58				
59				1
60				1
61				
62				1
63				
64				
65				
66				1
67				
68				
69			1	
70		1		

級 号給	1	2	3	4
71	人	人	人	人
72			1	
73				1
74				1
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84			1	
85			1	
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100			1	
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
計	0	3	9	6
構成比(%)	-	16.7	50.0	33.3

適用職員数	18人
-------	-----

(8) 医療職給料表(2)(薬剤師、臨床検査技師等)

給 号	級	1	2	3	4	5	6
1		人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14				2			
15							
16				1			
17							
18				1			
19							
20				1			
21							
22			1	1			
23							
24				1			
25							
26						1	
27							
28						1	
29				1			
30			1	1	2		
31							
32				2			
33							
34			2		2		
35			1				
36				2		1	
37			1				
38							
39							
40				1	1		
41			1				
42			1	1	4		
43				1			
44					1		
45				1	1		
46							
47						1	
48				1	1		
49					1	1	
50					1		
51						1	
52				1			
53							1
54					2	1	1
55				1		2	
56				1			1
57				1		1	
58						1	
59					1		1
60							1
61					1		
62			1		1	1	
63							
64						2	
65							
66			1				
67							
68						1	
69				1			
70					1		

給 号	級	1	2	3	4	5	6
		人	人	人	人	人	人
71					1	1	
72							
73						1	
74					1		
75							
76						2	
77							
78							
79							
80							
81						1	
82							
83							
84							
85							
86					1		
87							
88							
89					1		
90					1		
91							
92					1		
93							
94					1		
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102					1		
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120				1			
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
計		0	10	24	28	20	5
構成比(%)		-	11.5	27.6	32.2	23.0	5.7
適用職員数							87人

(9) 医療職給料表(3) (保健師、看護師等)

級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21		11	2	
22			1	
23			3	
24				
25				
26		8		
27			2	
28				
29		3		
30		7	3	1
31			4	
32				
33		1		
34		13	2	1
35				
36		3	3	
37		1	1	
38		7	4	2
39		1		1
40		4	2	3
41		1	1	1
42		6	3	1
43				
44		2	2	2
45				
46		3		
47				1
48			1	2
49				
50		1	2	1
51				1
52		1		
53				1
54				1
55			1	2
56				2
57		1	1	4
58		1	5	
59			2	2
60			2	
61			3	1
62			1	
63				
64		1	1	1
65		1		
66			1	
67			1	1
68			2	
69				
70			3	

級 号給	1	2	3	4
71	人	人	人	人
72			1	1
73			1	
74			1	
75			1	
76			1	
77			1	1
78				
79			1	
80				
81			1	
82			2	
83		1		1
84				
85				
86				
87		1		
88		1		
89				
90			1	
91			1	
92				
93			2	
94				
95				
96				
97		1		
98			1	
99				1
100				1
101				
102				1
103				1
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115			1	
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122			1	
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133			1	
計	0	81	77	38
構成比(%)	-	41.3	39.3	19.4

適用職員数 196人

(参 考)

(10) 技能業務職給料表（調理員等）

号給 \ 級	1	2	3
1	人	人	人
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			1
13			2
14			
15			
16			2
17			
18			
19			
20			1
21			3
22			2
23			
24			3
25		1	2
26			1
27		1	1
28		1	1
29			
30	1	1	
31			3
32		1	3
33		2	1
34			4
35	1		3
36		1	2
37	1	1	1
38	1	1	
39		1	3
40	1	1	2
41	1	2	2
42			1
43			1
44	1		4
45			
46	1		1
47		1	1
48	4	1	1
49		2	2
50	1	1	
51		2	3
52	2	1	2
53		1	1
54		3	3
55		4	3
56			2
57		2	
58	4	3	3
59		1	5
60	3	1	3
61		1	1
62	4	3	3
63		1	1
64		1	1
65			1
66		2	
67	3		2
68	2		2
69		1	5
70			3

号給 \ 級	1	2	3
71	人	人	人
72	1	1	3
73	1		5
74			9
75			6
76			11
77			8
78			5
79			3
80			9
81		2	6
82			11
83			8
84		2	4
85		1	3
86			11
87			7
88			6
89		1	5
90			7
91			10
92			11
93			8
94			7
95			8
96			8
97			9
98			4
99			6
100			9
101			5
102			10
103			10
104			3
105			6
106			3
107			7
108			3
109			4
110			3
111			
112			5
113			4
114			
115			2
116			4
117			
118			
119			1
120			
121			
122			
123			
124			
125			
126			
127			
128			
129			
130			
131			
132			
133			
134			
135			
136			
137			
計	33	53	381
構成比(%)	7.1	11.3	81.6

適用職員数	467人
-------	------

(参 考)

(11) 企業職給料表（水道 一般事務、技術職員）

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10		1						
11		1	6					
12			1					
13	3		1					
14								
15		1	10					
16								
17			1	1				
18			1					
19	1	11	9					
20								
21	2		3	1				
22								
23		5	9	2				
24			1					
25			1	2				
26		3	2					
27	1	5	12	2				
28			1					
29		1	1	4				
30		1	3					
31		11	10					
32			2	2	1			
33	10	1	1	3				
34				3	1			
35	1	6	4	1				
36				2			2	
37		3	2	5			3	
38		1	2	2				
39		2		4	1		1	
40			1	1				
41			2	3				
42			3		1			
43			5	2				
44			3		1	2		
45			3	2		2		
46		1	2	1				
47			8	2	1	2		
48		2	1	1		2		
49		3	2		1			
50		2	3		1			
51			2	2	1	4		
52			1	1		4		
53	2		2	1	1	1		
54		2	2	3	2	2		
55		1		2		1		
56		1	1	4		1		
57		1		1	3	2		
58		1		2		2	1	
59				4	2	2		
60			1	4	1		1	
61				1	1			
62					1	1		
63				1	2			
64				3	4			
65			1	2	2	1		
66								
67			1		7			
68		1	2	2	4			
69				1	3			
70					4			

号給	級	1	2	3	4	5	6	7	8
		人	人	人	人	人	人	人	人
71						3			
72				1	3	4			
73						1			
74	1				2	2			
75					1	3			
76					2	1			
77					2	5			
78			1		1	4			
79					1	2			
80					1	1			
81						3			
82					1	5			
83					1	7			
84					1				
85					2	4			
86						4			
87					3	2			
88					5	1			
89					1	3			
90					5	2			
91						2			
92					2				
93					2				
94					5				
95					1				
96					1				
97	1				2				
98					1				
99					5				
100					2				
101		1			1				
102					1				
103					6				
104					2				
105					4				
106					2				
107					7				
108					2				
109					2				
110					1				
111					1				
112					1				
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
計		22	69	131	163	105	29	8	0
構成比(%)		4.2	13.1	24.9	30.9	19.9	5.5	1.5	-

適用職員数	527人
-------	------

第5表 職員の給料表別、職務の級別、年齢別人員

(1) 行政職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	6								6
19	13								13
20	16								16
21	8	11							19
22	119	29							148
23	16	151							167
24	11	145							156
25	10	167							177
26	11	202							213
27	7	161							168
28	7	67	96						170
29	2	60	112						174
30	1	56	112						169
31	1	48	129			1			179
32	3	26	142						171
33	1	20	120	11					152
34	1	13	145	27					186
35		8	123	30					161
36		11	90	45			1		147
37	1	8	85	74		1			169
38		8	79	101	5				193
39		5	62	93	11				171
40		9	55	101	17				182
41	1	6	37	86	21				151
42		9	22	70	23				124
43	3	13	25	56	36				133
44	2	7	18	39	27				93
45		5	14	29	32	7			87
46	2	8	11	41	34	7			103
47	2	9	14	33	25	10			93
48	2	4	6	32	28	12			84
49	3	7	9	30	28	14			91
50	2	5	9	37	28	16			97
51	1	6	7	38	49	20	3		124
52		2	14	50	48	23	4	1	142
53		2	15	44	62	31	5		159
54			11	47	64	28	6		156
55		1	9	46	45	36	12	1	150
56			4	27	54	32	19	2	138
57		1	5	40	55	44	13	6	164
58			4	26	33	35	28	10	136
59		1	1	20	32	22	18	8	102
60～						1			1
計	252	1,291	1,585	1,273	757	340	109	28	5,635

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした(以下第5表の各表において同じ。)

(2) 消防職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
18	人 9	人	人	人	人	人	人	人	人 9
19	6								6
20	18								18
21	18								18
22	37								37
23	33								33
24	24	6							30
25	39	8							47
26	30	13							43
27	17	20							37
28	17	31							48
29	20	36	4						60
30	7	44	6	1					58
31	4	26	8						38
32		37	10						47
33		37	15	3					55
34		39	17						56
35		21	22	4					47
36		21	32	6					59
37		16	31	7					54
38		15	31	6					52
39		7	14	14					35
40		2	14	13	5				34
41		2	16	6					24
42		2	11	9	3				25
43			9	22	4				35
44		2	4	8	3				17
45			8	9	4	1			22
46			2	5	5				12
47			8	11					19
48			4	10	6	3			23
49			1	8	4	2			15
50			3	7	6	2	4		22
51			17	11	7	3		1	39
52			11	6	6	4			27
53			8	9	7	4	2	2	32
54			4	1	3	2	6		16
55			3	3	4	4	1	2	17
56			4	1	3	3	2		13
57				2	1	4	4	1	12
58			6	4	1		1	5	17
59			2	1	2	1	1	1	8
60～									
計	279	385	325	187	74	33	21	12	1,316

(3) 教育職給料表(2)

年 級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		5				5
23	1	7				8
24		5				5
25		8				8
26		12				12
27		13				13
28		5				5
29		8				8
30		14				14
31	1	17				18
32		18				18
33		16				16
34		16				16
35	1	11				12
36		11				11
37	1	14				15
38		8				8
39		7	1			8
40		7				7
41		4				4
42		11	1			12
43		7	1			8
44		8	1			9
45		5		2		7
46	1	4				5
47		4		1		5
48		7				7
49		3		1		4
50		6		4		10
51		6		1		7
52		12				12
53		12		2		14
54		8				8
55		3			1	4
56		6			2	8
57		6				6
58		13				13
59		7			1	8
60～						
計	5	334	4	11	4	358

(4) 教育職給料表(3)

級 年齢	1	2	3	計
18 19 20	人	人	人	人
21 22 23 24 25		1		1
26 27 28 29 30		1 1 1 1		1 1 1 1
31 32 33 34 35		2 1		2 1
36 37 38 39 40		1 1		1 1
41 42 43 44 45		1 2 2		1 2 2
46 47 48 49 50		1 1 1 1	1 1	1 1 1 2 1
51 52 53 54 55		1 1	1 1	1 2 1
56 57 58 59			5	5
60～				
計	0	20	9	29

(5) 教育職給料表(4)

年 級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		5				5
23		4				4
24		3				3
25		10				10
26		5				5
27		11				11
28		6				6
29		6				6
30		5				5
31		8				8
32		11				11
33		13				13
34		8				8
35		8	1			9
36		5				5
37		4				4
38		4				4
39		5				5
40		3				3
41		4				4
42		2	1			3
43		3				3
44		3				3
45		3	1			4
46		2				2
47		4				4
48		4				4
49		1				1
50		2				2
51		1	1			2
52		3				3
53		1		1		2
54		2				2
55		1				1
56		2				2
57		3				3
58		1		1		2
59		2				2
60～						
計	0	168	4	2	0	174

(6) 教育職給料表(5)

級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		104				104
23		89				89
24		89				89
25		111				111
26		128				128
27		142				142
28		118				118
29		131				131
30		133				133
31		137				137
32		136				136
33		126				126
34		145	1			146
35		124				124
36		108	1			109
37		137				137
38		124	1	1		126
39		128	1	4		133
40		130	3	5		138
41		93	2	3		98
42		96	3	11		110
43		103	1	6		110
44		89	2	7		98
45		83	1	7		91
46		98		15		113
47		62	2	20		84
48		60	1	17	3	81
49		51	2	14	3	70
50		59		12	3	74
51		63	1	16	8	88
52		77		13	11	101
53		55	2	12	11	80
54		68	1	12	17	98
55		72	1	9	17	99
56		47	2	7	19	75
57		47	1	11	19	78
58		55		4	24	83
59		65		2	23	90
60～						
計	0	3,683	29	208	158	4,078

(7) 医療職給料表(1)

級 年齢	1	2	3	4	計
18 19 20	人	人	人	人	人
21 22 23 24 25					
26 27 28 29 30					
31 32 33 34 35					
36 37 38 39 40		2			2
41 42 43 44 45		1			1
46 47 48 49 50			1 1		1 1
51 52 53 54 55			1 2 3	1	1 2 1 3
56 57 58 59			1	3	1 3
60～				2	2
計	0	3	9	6	18

(8) 医療職給料表(2)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	計
18	人	人	人	人	人	人	人
19							
20							
21							
22							
23							
24		1					1
25							
26		3					3
27		1					1
28			1				1
29		3	3				6
30			2				2
31			1				1
32			1				1
33			3				3
34		1	2				3
35		1	3				4
36				1			1
37			1	1			2
38			2	2			4
39			2	1			3
40				2			2
41			1	4			5
42				2	2		4
43							
44			1	3			4
45				3	3		6
46				1	1		2
47				1	1		2
48					1		1
49				1	1		2
50					2		2
51					3		3
52				4	1	1	6
53				1	1		2
54						1	1
55					1	2	3
56						1	1
57			1		1		2
58					1		1
59				1	1		2
60～							
計	0	10	24	28	20	5	87

(9) 医療職給料表(3)

級 年齢	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
18					
19					
20					
21					
22		10			10
23		9			9
24		10			10
25		17			17
26		11			11
27		11			11
28		3	6		9
29		1	3		4
30		1	7		8
31		2	7		9
32			6		6
33			4		4
34		1	2		3
35		1	2		3
36			2		2
37			9	1	10
38			3	1	4
39		1	4	4	9
40			4	2	6
41		1		7	8
42			1	1	2
43			3	5	8
44			3	4	7
45			1	5	6
46					
47			1	1	2
48		1		1	2
49			3	1	4
50			1		1
51			1	1	2
52				1	1
53		1	1		2
54					
55					
56			1	1	2
57			1		1
58			1	2	3
59					
60～					
計	0	81	77	38	196

(参 考)

(10) 技能業務職給料表

年 齢 \ 級	1	2	3	計
	人	人	人	人
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24		1		1
25	1	5		6
26		1		1
27	2	3		5
28	2	2		4
29	1	5		6
30	1	5		6
31	3	6		9
32	3	4		7
33	1	5		6
34		2	1	3
35	1	2	3	6
36	2	3	2	7
37		2	8	10
38	1	1	2	4
39	2	1	4	7
40	5		3	8
41	1		12	13
42	1	1	6	8
43	1	1	8	10
44			6	6
45			8	8
46			20	20
47		3	11	14
48			11	11
49			18	18
50	1		25	26
51	2		21	23
52	1		25	26
53			27	27
54	1		27	28
55			23	23
56			20	20
57			17	17
58			49	49
59			24	24
60～				
計	33	53	381	467

(参 考)

(11) 企業職給料表（水道）

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
18	人 3	人	人	人	人	人	人	人	人 3
19									
20	3								3
21									
22	9	3							12
23	3	9							12
24		5							5
25		5							5
26		9							9
27	1	12							13
28	1	3	6						10
29		6	6						12
30		2	15						17
31		6	11						17
32		2	18						20
33		4	12						16
34			10						10
35			12	1					13
36			15	3					18
37			12	5					17
38			4	8					12
39			3	17					20
40				6					6
41			1	3					4
42		1	1	5					7
43				9	1				10
44	1	1	2	8	2				14
45	1			4	3				8
46		1		8	1				10
47				6	2				8
48				4	2				6
49				6	7				13
50			1	10	3	1			15
51			2	10	9	1			22
52				9	15	5			29
53				10	10	3			23
54				9	11	3			23
55				4	8	4	1		17
56				6	7	3	1		17
57				6	10	4			20
58				2	11	2	1		16
59				4	3	3	5		15
60～									
計	22	69	131	163	105	29	8	0	527

第6表 職員の扶養親族数別人員

扶養親族数 区 分	該 当 職 員 数			
	うち扶養親族である配偶者を有する者	うち扶養親族である子を有する者	うち配偶者・子以外の扶養親族を有する者	
1 人	1,445	352	1,037	56
2 人	1,698	390	1,689	12
3 人	1,014	554	1,014	10
4 人	260	216	260	5
5 人	32	26	32	2
6 人 以 上	5	4	5	0
計	4,454	1,542	4,037	85

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、0.77人である。
3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、23,460円（平均扶養親族数は2.05人）である。

第7表 職員の管理職手当の支給状況

区 分			受給者数 (人)	管理職手当月額 (円)
給料表	職務の級	種別		
行政職給料表	8 級	1 種	28	133,300
	7 級	2 種	107	97,200
		3 種	2	77,800
	6 級	3 種	331	72,900
		6 種	9	45,600
	5 級	3 種	7	70,000
		6 種	107	43,700
		7 種	1	35,000
消防職給料表	8 級	2 種	12	97,200
	7 級	3 種	21	72,900
	6 級	4 種	16	61,200
		6 種	10	43,700
教育職給料表(2)	4 級	3 種	4	77,800
	3 級	5 種	11	54,700
教育職給料表(3)	3 級	7 種	9	33,600
教育職給料表(4)	3 級	5 種	2	51,200
	特2 級	6 種	4	28,700
教育職給料表(5)	4 級	3 種	24	72,400
		4 種	62	63,400
		5 種	72	54,300
	3 級	5 種	110	48,900
		6 種	98	40,800
医療職給料表(1)	4 級	2 種	6	112,600
	3 級	3 種	8	84,600
		6 種	1	52,900
医療職給料表(2)	6 級	3 種	5	72,900
計			1,067	(平均月額) 65,886

(注) (平均月額) は、手当受給者1人当たりの平均手当月額である。

第 8 表 職員の住居手当の支給状況

受 給 者	3,481 人
手当月額10,000円未満の受給者	1
手当月額10,000円以上27,000円未満の受給者	453
手当月額27,000円の受給者	3,027
手当受給者 1 人当たり平均手当月額	26,523 円

第 9 表 職員の通勤手当の支給状況

受 給 者	10,715 人
交通機関等のみを利用する者	3,068
交通用具のみを使用する者	6,660
交通機関等と交通用具を併用する者	987
手当受給者 1 人当たり平均手当月額	8,995 円

(参 考) 給与条例附則第 8 項により給料月額が決定される者を含む職員の平均給与月額等

項 目	全給料表に係るもの	うち行政職給料表に係るもの
職 員 数	12,226 人	5,769 人
平 均 給 与 月 額	405,807 円	389,762 円
平 均 年 齢	39.7 歳	39.9 歳

備考 技能業務職員及び企業職員を含めた場合の職員数は、13,317人である。

2 民間給与関係資料

令和 8 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和 8 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院及び広島県人事委員会等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上である本市内の民間事業所 578事業所

(2) 調査対象職種

76職種（事務・技術関係職種22職種 その他の職種54職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から157事業所を無作為に抽出し調査を行った。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

5 集計

(1) 調査実人員

事務・技術関係職種が6,771人（初任給関係450人、初任給関係以外6,321人）であり、その他の職種が184人（初任給関係2人、初任給関係以外182人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は32,854人であり、このうち、事務・技術関係職種は30,412人である。

(2) 総計及び平均の算出方法

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	128	34	17	25	52	
農業、林業、漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	12	4	3	3	2	
製造業	31	3	9	4	15	
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業、郵便業	25	12	1	2	10	
卸売業、小売業	22	5	3	7	7	
金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業	5	1	—	1	3	
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	33	9	1	8	15	

- (注) 1 上記調査事業所のほか、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が4所、閉鎖していることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が24所あった。
- 2 調査対象事業所157所から、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所4所、閉鎖していることが判明した事業所1所を除いた152所に占める調査完了事業所128所の割合(調査完了率)は、84.2%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第11表 民間における初任給の改定状況

項目 学歴 企業規模		新規学卒者の 採 用 あ り	初任給の改定状況			新規学卒者の 採 用 な し
			増 額	据置き	減 額	
			%	%	%	
大学卒	規 模 計	84.5	(71.7)	(28.3)	—	15.5
	500人以上	94.4	(83.6)	(16.4)	—	5.6
	100人以上 500人未満	71.0	(49.9)	(50.1)	—	29.0
高校卒	規 模 計	53.3	(75.6)	(24.4)	—	46.7
	500人以上	71.3	(79.9)	(20.1)	—	28.7
	100人以上 500人未満	28.5	(60.7)	(39.3)	—	71.5

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満
事務・技術関係	新卒事務員	大学院修士課程修了	* 272,211	* 282,356	x
		大学卒	247,459	258,924	219,632
		短大卒	* 204,840	* 218,408	* 192,290
		高校卒	* 203,808	* 206,164	* 192,143
	新卒技術者	大学院修士課程修了	* 278,335	* 278,335	—
		大学卒	262,185	* 275,657	* 247,200
		短大卒	* 233,680	* 238,538	* 219,863
		高校卒	* 212,986	* 215,759	* 194,961
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	* 276,909	* 279,020	x
		大学卒	253,022	264,128	233,312
		短大卒	222,577	* 232,720	* 204,544
		高校卒	210,545	213,283	* 194,078
その他	準新卒診療放射線技師	大学卒	x	—	x
	準新卒看護師	養成所卒	x	—	x

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「準新卒」とは、令和7年度中に資格免許を取得し、令和8年4月までの間に採用された者をいう。
- 3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務 系	支 店 長	13	53.7	841,027	535	840,492	【支店長】 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	10	53.3	851,445	601	850,844	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒	2	53.9	762,702	41	762,661	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
工 場 系	工 場 長	6	53.6	857,905	73,838	784,067	【工場長】 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	5	52.8	797,915	1,230	796,685	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	x	x	x	x	x	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 系	事 務 部 長	285	53.2	670,718	325	670,393	【事務部長・技術部長】 2課以上又は構成員20人以上の 部の長／職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	223	53.3	667,642	405	667,237	
	短 大 卒	19	52.0	649,095	169	648,926	
	高 校 卒	43	53.6	697,850	24	697,826	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 長	112	54.3	742,771	2,284	740,487	
	大 学 卒	97	54.2	704,426	3,050	701,376	
	短 大 卒	5	53.5	891,596	0	891,596	
	高 校 卒	10	55.7	799,097	718	798,379	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係 職 種	事 務 部 次 長	102	51.6	652,227	94	652,133	【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるときの 職務代行者／職能資格等が上記 部の次長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門職／中 間職（部長－課長間）
	大 学 卒	72	51.4	675,160	97	675,063	
	短 大 卒	10	53.7	541,431	0	541,431	
	高 校 卒	20	51.2	653,850	180	653,670	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 次 長	59	53.5	728,820	21,006	707,814	
	大 学 卒	44	52.7	685,669	5,678	679,991	
	短 大 卒	5	56.0	836,133	43,048	793,085	
	高 校 卒	10	55.8	732,023	32,019	700,004	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職 種	事 務 課 長	543	49.3	599,466	13,482	585,984	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職
	大 学 卒	407	48.5	599,155	15,422	583,733	
	短 大 卒	40	51.2	581,486	12,523	568,963	
	高 校 卒	94	52.5	613,447	4,776	608,671	
	中 学 卒	2	42.8	528,992	0	528,992	
種 類	技 術 課 長	374	50.9	658,532	42,008	616,524	
	大 学 卒	260	50.1	645,143	34,027	611,116	
	短 大 卒	27	51.3	780,027	81,933	698,094	
	高 校 卒	87	52.9	633,371	45,659	587,712	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

(注) 1 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下第13表の各表において同じ。)

2 「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下第13表の各表において同じ。)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和 8 年 4 月 分 平均 支給 額			備 考	
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)		
事	事務課長代理	217	47.0	598,205	70,169	528,036	【事務課長代理・技術課長代理】 前記課長に事故等のあるときの職務代行者／課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者／課長に直属し部下4人以上を有する者／職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職／中間職（課長一係長間）	
	大学卒	146	45.6	606,963	73,640	533,323		
	短大卒	20	48.5	579,824	88,512	491,312		
	高校卒	51	50.8	577,568	50,985	526,583		
	中学卒	—	—	—	—	—		
務	技術課長代理	61	47.9	551,798	60,313	491,485		
	大学卒	42	46.8	512,539	23,840	488,699		
	短大卒	3	54.2	701,428	85,181	616,247		
	高校卒	16	49.5	591,533	122,532	469,001		
	中学卒	—	—	—	—	—		
・	事務係長	530	44.8	490,366	55,961	434,405		【事務係長・技術係長】 係の長及び係長級専門職
	大学卒	345	42.4	489,189	57,767	431,422		
	短大卒	63	49.9	442,239	54,894	387,345		
	高校卒	122	49.0	518,815	51,766	467,049		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技	技術係長	368	43.3	576,913	124,268	452,645		
	大学卒	199	40.2	542,286	125,293	416,993		
	短大卒	46	44.9	604,923	105,927	498,996		
	高校卒	123	47.7	614,553	129,546	485,007		
	中学卒	—	—	—	—	—		
術	事務主任	389	42.4	442,808	51,579	391,229	【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長一係員間）	
	大学卒	244	39.3	424,049	51,965	372,084		
	短大卒	57	47.9	436,976	51,506	385,470		
	高校卒	88	47.2	499,678	50,546	449,132		
	中学卒	—	—	—	—	—		
関	技術主任	291	39.0	500,948	109,657	391,291		
	大学卒	168	39.4	467,743	87,061	380,682		
	短大卒	25	36.6	483,413	97,049	386,364		
	高校卒	96	38.8	548,470	142,442	406,028		
	中学卒	2	36.9	407,386	23,721	383,665		
係	事務係員	1,809	36.9	352,184	44,073	308,111		
	大学卒	1,202	34.1	358,941	46,896	312,045		
	短大卒	213	45.9	355,729	44,725	311,004		
	高校卒	392	40.9	321,286	31,745	289,541		
	中学卒	2	42.2	283,943	21,215	262,728		
職	技術係員	1,162	32.5	378,745	66,098	312,647		
	大学卒	771	32.5	384,143	66,684	317,459		
	短大卒	139	33.6	387,228	64,773	322,455		
	高校卒	248	32.0	349,479	64,812	284,667		
	中学卒	4	40.1	365,361	47,273	318,088		
種								

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下第13表の各表において同じ。）。

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)－(B)	
事	支 店 長	12	53.6	828,774	276	828,498	【支店長】 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	9	53.1	837,103	283	836,820	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒	2	53.9	762,702	41	762,661	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
務	工 場 長	5	55.5	928,290	85,965	842,325	【工場長】 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	4	55.0	874,701	129	874,572	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	x	x	x	x	x	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技	事 務 部 長	177	53.0	702,935	258	702,677	【事務部長・技術部長】 2課以上又は構成員20人以上の 部の長／職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
		140	52.9	698,757	313	698,444	
		14	50.8	683,371	225	683,146	
		23	55.4	732,793	32	732,761	
		—	—	—	—	—	
	技 術 部 長	94	54.2	763,516	2,672	760,844	
		81	54.1	717,715	3,633	714,082	
		5	53.5	891,596	0	891,596	
		8	56.1	848,638	874	847,764	
		—	—	—	—	—	
関	事 務 部 次 長	56	50.8	699,309	41	699,268	【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるときの 職務代行者／職能資格等が上記 部の次長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門職／中 間職（部長－課長間）
		44	50.5	728,976	0	728,976	
		6	50.7	560,550	0	560,550	
		6	53.5	694,306	269	694,037	
		—	—	—	—	—	
係	技 術 部 次 長	42	53.8	791,045	28,080	762,965	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職
		31	53.1	716,051	7,936	708,115	
		4	55.5	898,181	50,089	848,092	
		7	55.4	831,174	43,737	787,437	
		—	—	—	—	—	
職	事 務 課 長	364	49.0	623,961	11,463	612,498	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職
		272	47.9	618,220	14,236	603,984	
		23	50.4	620,427	5,492	614,935	
		68	53.4	658,258	383	657,875	
		x	x	x	x	x	
種	技 術 課 長	274	50.7	704,084	52,590	651,494	
		188	49.6	686,380	41,463	644,917	
		21	51.2	810,003	93,966	716,037	
		65	53.7	690,666	62,452	628,214	
		—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考			
				き ま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)				
事 務	事務課長代理	人	歳	円	円	円	【事務課長代理・技術課長代理】 前記課長に事故等のあるときの職務代行者／課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者／課長に直属し部下4人以上を有する者／職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職／中間職（課長－係長間）			
	大学卒	165	46.4	629,273	80,093	549,180				
	短大卒	116	45.3	634,899	83,151	551,748				
	高校卒	13	46.7	634,048	111,380	522,668				
	中学校卒	36	50.2	607,932	58,075	549,857				
		—	—	—	—	—				
	技術課長代理	30	49.4	581,505	61,256	520,249				
	大学卒	17	49.2	538,003	4,606	533,397				
	短大卒	x	x	x	x	x				
	高校卒	12	49.5	581,666	124,844	456,822				
	中学校卒	—	—	—	—	—				
	技 術	事務係長	322	44.6	542,401	65,422		476,979	【事務係長・技術係長】 係の長及び係長級専門職	
大学卒		213	42.0	533,755	69,303	464,452				
短大卒		32	49.9	464,875	53,102	411,773				
高校卒		77	49.5	609,643	61,552	548,091				
中学校卒		—	—	—	—	—				
技術係長		256	43.7	606,507	134,458	472,049				
大学卒		121	39.8	574,747	139,531	435,216				
短大卒		25	45.0	643,983	115,398	528,585				
高校卒		110	47.9	634,353	134,553	499,800				
中学校卒		—	—	—	—	—				
関 係		事務主任	205	43.8	506,060	58,137		447,923		【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長－係員間）
		大学卒	120	40.4	474,753	60,882		413,871		
	短大卒	38	47.4	489,546	57,650	431,896				
	高校卒	47	49.3	586,543	52,479	534,064				
	中学校卒	—	—	—	—	—				
	技術主任	212	38.1	549,430	128,118	421,312				
	大学卒	109	39.0	531,011	102,823	428,188				
	短大卒	19	35.4	529,098	116,798	412,300				
	高校卒	83	37.5	570,291	153,190	417,101				
	中学校卒	x	x	x	x	x				
	職	事務係員	1,212	37.0	363,295	45,800	317,495			
		大学卒	792	34.0	368,856	49,037	319,819			
短大卒		151	45.5	368,095	48,120	319,975				
高校卒		268	41.3	334,391	29,342	305,049				
中学校卒		x	x	x	x	x				
種		技術係員	889	32.0	394,428	73,703	320,725			
	大学卒	569	32.1	403,008	75,120	327,888				
	短大卒	113	31.7	398,744	69,854	328,890				
	高校卒	204	31.7	356,496	70,989	285,507				
	中学校卒	3	41.1	372,526	60,363	312,163				

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)－(B)		
事	支 店 長	人	歳	円	円	円	【支店長】 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	x	x	x	x	x		
	短 大 卒	x	x	x	x	x		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
務	工 場 長	x	x	x	x	x	【工場長】 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	x	x	x	x	x		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
技 術 関 係 職 種	事 務 部 長	長 卒	108	53.6	598,362	475	597,887	【事務部長・技術部長】 2課以上又は構成員20人以上の 部の長／職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
		大 学 卒	83	54.1	602,770	596	602,174	
		短 大 卒	5	55.5	545,704	0	545,704	
		高 校 卒	20	51.0	599,959	0	599,959	
	技 術 部 長	長 卒	—	—	—	—	—	
		大 学 卒	18	55.2	620,876	0	620,876	
		短 大 卒	16	55.4	634,973	0	634,973	
		高 校 卒	—	—	—	—	—	
事 務 部 次 長	長 卒	2	54.0	570,803	0	570,803	【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるときの 職務代行者／職能資格等が上記 部の次長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門職／中 間職（部長－課長間）	
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	46	52.7	578,813	177	578,636		
	高 校 卒	28	53.0	593,941	244	593,697		
技 術 部 次 長	長 卒	4	58.0	513,905	0	513,905	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職	
	大 学 卒	14	49.9	571,955	0	571,955		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
事 務 課 長	長 卒	17	52.7	544,037	0	544,037	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職	
	大 学 卒	13	51.4	609,303	0	609,303		
	短 大 卒	x	x	x	x	x		
	高 校 卒	3	56.7	461,100	0	461,100		
技 術 課 長	長 卒	—	—	—	—	—	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職	
	大 学 卒	179	50.2	529,514	19,249	510,265		
	短 大 卒	135	50.2	541,077	19,033	522,044		
	高 校 卒	17	52.5	497,764	27,641	470,123		
技 術 課 長	長 卒	26	49.3	500,203	15,878	484,325	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職	
	大 学 卒	x	x	x	x	x		
	短 大 卒	100	51.5	524,546	10,886	513,660		
	高 校 卒	72	51.9	526,467	12,625	513,842		
技 術 課 長	長 卒	6	51.6	577,062	460	576,602	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職	
	大 学 卒	22	49.9	506,813	8,566	498,247		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
				き ま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)		
事 務	事務課長代理	52	49.5	473,145	30,220	442,925	【事務課長代理・技術課長代理】 前記課長に事故等のあるときの職務代行者／課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者／課長に直属し部下4人以上を有する者／職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職／中間職（課長－係長間）	
	大学卒	30	47.3	472,049	27,711	444,338		
	短大卒	7	52.2	476,883	45,100	431,783		
	高校卒	15	52.5	473,406	26,664	446,742		
	中学校卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	31	46.4	508,647	58,943	449,704		
	大学卒	25	45.1	485,555	44,221	441,334		
	短大卒	2	55.8	463,535	63,505	400,030		
	高校卒	4	49.5	624,984	114,693	510,291		
	中学校卒	—	—	—	—	—		
技 術	事務係長	208	45.1	396,969	38,981	357,988		【事務係長・技術係長】 係の長及び係長級専門職
	大学卒	132	43.1	406,756	36,429	370,327		
	短大卒	31	49.9	399,311	58,292	341,019		
	高校卒	45	47.8	372,197	35,969	336,228		
	中学校卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	112	42.1	415,935	68,843	347,092		
	大学卒	78	40.9	394,325	60,393	333,932		
	短大卒	21	44.7	401,640	56,637	345,003		
	高校卒	13	44.6	468,113	92,514	375,599		
	中学校卒	—	—	—	—	—		
関 係	事務主任	184	40.5	368,441	43,869	324,572		【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長－係員間）
	大学卒	124	38.0	376,117	43,536	332,581		
	短大卒	19	48.8	344,149	40,657	303,492		
	高校卒	41	44.0	355,446	47,335	308,111		
	中学校卒	—	—	—	—	—		
	技術主任	79	41.9	375,204	61,778	313,426		
	大学卒	59	40.4	371,993	63,206	308,787		
	短大卒	6	42.4	357,494	42,616	314,878		
	高校卒	13	48.7	390,313	64,539	325,774		
	中学校卒	x	x	x	x	x		
職 種	事務係員	597	36.7	323,156	39,561	283,595		
	大学卒	410	34.2	332,509	41,189	291,320		
	短大卒	62	47.4	315,778	33,758	282,020		
	高校卒	124	39.6	293,757	36,794	256,963		
	中学校卒	x	x	x	x	x		
	技術係員	273	34.9	318,317	36,799	281,518		
	大学卒	202	34.0	317,713	36,979	280,734		
	短大卒	26	44.0	324,814	37,239	287,575		
	高校卒	44	33.5	316,926	36,154	280,772		
	中学校卒	x	x	x	x	x		

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支 給する給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運 転 手	—	—	—	—	—	
	守 衛	—	—	—	—	—	
	用 務 員	—	—	—	—	—	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 等	16	56.3	812,791	0	812,791	
	大 学 教 授	45	54.8	651,896	542	651,354	
	大 学 准 教 授	34	44.8	523,397	300	523,097	
	大 学 講 師	8	41.1	435,818	4,513	431,305	
	大 学 助 教	7	39.9	464,521	0	464,521	
	高 等 学 校 校 長	x	x	x	x	x	
	高 等 学 校 教 頭	2	58.0	685,730	0	685,730	
	高 等 学 校 教 諭	18	42.1	477,641	14,125	463,516	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研 究 部 (課) 長	—	—	—	—	—	2 室 (係) 以上又は構成員 7 人以上の部 (課) の長
	研 究 室 (係) 長	—	—	—	—	—	構成員 3 人以上の室 (係) の 長
	主 任 研 究 員	—	—	—	—	—	下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する 者、上記研究部 (課) 長及び 研究室 (係) 長を除く。)
	研 究 員	—	—	—	—	—	
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 年 均 齢	令和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きまって支給する給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)－(B)	
医 療	病 院 長	人 x	歳 x	円 x	円 x	円 x	部下に医師又は歯科医師 5 人以上 上記病院長に事故等のある ときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師 1 人以上
	副 院 長	2	70.0	1,492,500	2,500	1,490,000	
	医 科 長	4	54.8	1,489,250	95,000	1,394,250	
	医 師	x	x	x	x	x	
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—	
関 係	薬 局 長	2	60.5	670,318	6,000	664,318	部下に薬剤師 2 人以上
	薬 剤 師	2	41.5	533,459	6,912	526,547	
	診療放射線技師	x	x	x	x	x	
	臨床検査技師	x	x	x	x	x	
職 種	栄 養 士	2	37.0	236,434	0	236,434	
	理 学 療 法 士	7	49.8	424,809	65,122	359,687	
	作 業 療 法 士	2	27.0	308,422	13,247	295,175	
	総 看 護 師 長	—	—	—	—	—	
	看 護 師 長	7	46.7	442,899	46,774	396,125	部下に看護師又は准看護師 5 人以上
	看 護 師	17	39.8	344,993	57,447	287,546	
	准 看 護 師	2	50.0	359,325	93,453	265,872	

第14表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	61.3%
支 給 し な い	38.7%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額 の 最 高 支 給 額 の 中 位 階 層	28,000円以上 29,000円未満

第15表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
94.3 %	76.3 %	61.1 %	5.7 %

(注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。

2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
73.9 %	(23.0) %	(29.6) %	(8.6) %	(22.4) %	(16.4) %	16.8 %	26.1 %

(注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。

2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（ ）内は当該事業所を100とした割合である。

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部 長 級 （ 非 役 員 ）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
50.6 %	49.4 %	44.0 %	56.0 %	41.7 %	58.3 %

第17表 対応級表

職 種 名		対応級（行政職給料表）			
		企 業 規 模 500 人 以 上	企 業 規 模 100 人 以 上 500 人 未 満	企 業 規 模 100 人 以 上 500 人 未 満	企 業 規 模 100 人 以 上 500 人 未 満
事 務 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	8 級	7 級		
	事 務 ・ 技 術 部 長	7 級	6 級		
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	7 級	6 級		
	事 務 ・ 技 術 課 長	6 級	5 級		
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	5 級	4 級		
	事 務 ・ 技 術 係 長	4 級	3 級		
	事 務 ・ 技 術 主 任	3 級	2 級		
	事 務 ・ 技 術 係 員 〔大 学 卒 ・ 短 大 卒 高 校 卒 ・ 中 学 卒 21 歳 以 上〕	2 級	1 級		
	事 務 ・ 技 術 係 員 (高 校 卒 ・ 中 学 卒 20 歳 以 下)	1 級	1 級		

3 物価・生計費関係資料

第18表 物価・生計費

項目 年度・年月	物 価			生 計 費					
	①消費者物価指数(総合)			②消費支出（二人以上の世帯）					
	全 国	大都市	広島市	全国		大都市		広島市	
	前年度比・ 前年同月比			金額	前年度比・ 前年同月比	金額	前年度比・ 前年同月比	金額	前年度比・ 前年同月比
令和6年度	% 3.0	% 3.0	% 3.1	円 304,178	% 3.4	円 321,396	% 1.4	円 319,502	% 6.9
7年度	2.6	2.6	2.8	313,702	3.1	325,876	1.4	346,320	8.4
令和7年4月	3.6	3.5	4.3	325,717	4.0	341,275	△ 0.7	349,345	△ 2.3
5月	3.5	3.5	3.8	316,085	8.9	326,011	2.7	399,011	58.6
6月	3.3	3.3	3.2	295,419	5.2	308,321	5.7	381,347	38.7
7月	3.1	3.1	3.5	305,694	5.1	312,877	△ 0.6	321,824	14.7
8月	2.7	2.7	3.0	313,977	5.5	325,208	5.3	327,719	17.1
9月	2.9	2.8	3.0	303,214	5.3	317,146	4.1	390,379	40.5
10月	3.0	2.8	3.2	306,872	0.3	318,072	1.7	310,746	△ 0.6
11月	2.9	2.8	2.9	314,242	6.3	327,534	7.4	292,888	0.6
12月	2.1	2.1	2.1	351,522	△ 0.3	351,054	△ 2.7	357,659	△ 10.8
令和8年1月	1.5	1.7	1.7	307,584	0.7	323,328	△ 0.7	333,120	2.0
2月	1.3	1.5	1.5	289,391	△ 0.4	301,708	△ 2.7	304,623	△ 17.8
3月	1.5	1.6	1.6	334,701	△ 1.3	357,975	△ 1.1	387,183	△ 5.3
4月	1.4	1.4	1.3	328,969	1.0	362,577	6.2	330,528	△ 5.4
5月	1.5	1.5	1.4	320,345	1.3	339,568	4.2	339,422	△ 14.9
6月	1.6	1.6	1.7	290,886	△ 1.5	310,783	0.8	278,296	△ 27.0
資料 出 所	総 務 省								

(注) ①の前年度比・前年同月比は令和7年基準（ただし、令和7年12月以前は令和2年基準）による。

登 録 番 号	広 Y 6 - 2 0 2 6 - 4 5 2
名 称	職員の給与等に関する報告及び勧告
編集・発行者	広島市人事委員会事務局調査課 広島市中区国泰寺町 1 - 7 - 40 (〒730-8586) TEL 082-504-2524 (直通)
発 行 年 月	令和 8 年 9 月

